

# 「(仮称) 個人情報の保護等に関する条例」等の骨子案

## 1 条例改正の趣旨、法の目的の変更

### (1) 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、個人情報保護関連三法が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合され、同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を改正しようとするもの。

### (2) 個人情報保護法の目的の変更

平成27年個人情報保護法改正法により目的規定が改正され、個人情報の活用が新産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活実現に資するものであることが、個人の権利利益の保護に当たっての配慮事項として追加。

その後、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新法」という。）により、この法律が地方公共団体にも適用されることとなった。

## 2 条例改正の経緯・背景

### (1) 地方公共団体の制度運用に対する国の動向等

・現行制度では、適用を受ける者ごとに3つの法律に分かれ、地方公共団体の条例もそれぞれ異なるものとなっている。

・社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）充分性認定等との国際的な制度調和など、我が国の成長戦略への整合の要請が高まる中、これらの課題に対応するため、個人情報保護制度についての全国的な共通ルールを法律で規定し、国がガイドライン等を示すことにより、的確な運用を確保することとされた。

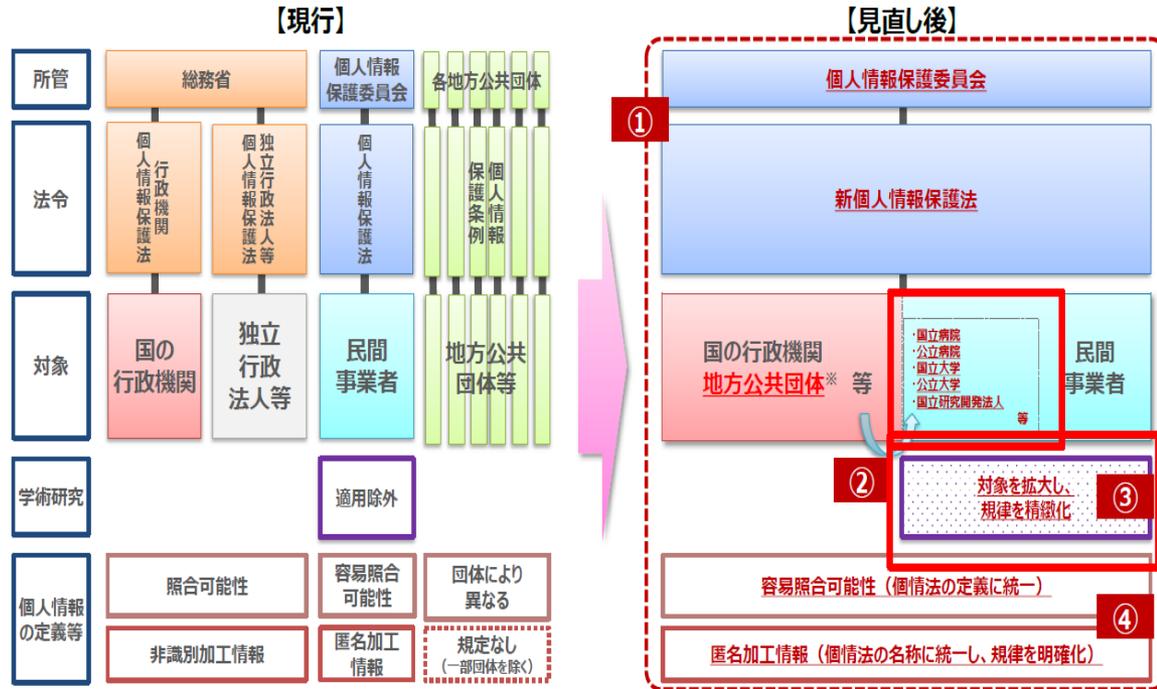
### (2) 国の制度見直しの概要（地方公共団体関連）

・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合し、地方公共団体に対しても、統合後の法律に行政機関等の共通ルールとして規定するとともに、新法全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

・個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等匿名加工情報の取扱いを制度化。

### (3) 条例による新法の規定の変更の許容性

個人情報保護委員会は、ガイドライン（※）等を示し、行政機関等による個人情報の保護措置等については新法より規律され、一部の事項を除き、条例による上書きが許容されないとする。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

（出典：個人情報保護委員会「『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について』概要資料」）

### ※ ガイドラインについて

地方公共団体が個人情報保護法に基づき行う事務は、地方自治法上の自治事務であり、個人情報保護委員会の示すガイドラインは、同法第245条の4第1項に規定する「技術的な助言」に当たる。

### 3 条例改正に係る主要な論点

#### (1) 本県独自の請求権等について

##### ア 死者に関する情報（新法第2条第1項関係）

現行条例における個人情報には死者に関する情報を含むが、新法では個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、ガイドラインにおいて、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされたことを受け、本県においてどのように対応すべきか。

##### イ 是正申出制度、口頭開示請求

ガイドライン等において、本県独自の制度である是正申出制度、口頭開示請求について条例上規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとされたことを受け、本県においてどのように対応すべきか。

###### ○是正申出制度

自己に関する個人情報の取扱いが、条例の定め反して不適正と認められるとき、実施機関に対し、是正の申出をすることができる制度。

###### ○口頭開示請求

個人情報の開示に当たり、その記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行うことができ、一定の時期に開示請求が集中するものについて、開示請求者の負担を軽減し、事務の効率的な運用を図るため、口頭により開示請求をすることができることとした制度。

#### (2) 本県独自の保護措置等について

##### ア 要配慮個人情報の収集の原則禁止、本人からの直接収集の原則、目的外の利用・提供の原則禁止、オンライン結合の原則禁止等（新法第61条・第62条、第69条第2項関係）

現行条例においては、個人情報の適正な保護のため、要配慮個人情報の収集、目的外の利用等を原則として禁止し、例外的に収集等をしようとする場合は、個人情報保護審議会に諮問して慎重に判断することとしている。

新法においては、こうした保護措置が設けられず、提供等の要件が条例より緩和されており、ガイドラインにおいて、これらの保護措置を条例上規定することや、これらの事項について審議会に諮問することは許容されないとしている。

特段の措置を講ずることなく新制度に移行した場合、保護水準の低下を招く恐れがあるため、課題に対応した措置の検討を要する。

##### イ 個人情報保護審議会、個人情報保護審査会、情報公開審査会の統合（新法第129条関係）

新法により、個人情報審議会における調査審議事項が、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき」に限定されたところであるが、個人情報保護制度の適正運用の確保のため、審議会機能の維持の要否を検討する必要がある。

検討に当たっては、相互に密接に関連する個人情報保護審査会及び情報公開審査会との統合も含め、検討を要する。

#### (3) 開示等の手続

##### ア 開示等の決定期限（新法第83条関係）

現行条例における開示等の決定期限は「15日以内」だが、新法により、条例で「30日以内」の期限を設定することが許容されていることから、条例上どの程度の期限を規定すべきか。

##### イ 手数料（新法第89条、第119条関係）

新法により、開示手数料（※現行では条例に規定はなく実費を徴収）及び行政機関等匿名加工情報手数料については、条例に定めるところによることとされたことを受け、本県においてどのように取り扱い、条例に規定すべきか。

当該開示手数料を見直す場合、類似の制度である情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の規定に基づく開示等の費用についても併せて検討する必要があること。

## 4 検討の方向性等

### (1) 条例改正の検討の状況

・今回の条例改正については、法改正の趣旨を踏まえつつ、引き続き個人情報に適正に取り扱っていく必要があることから、複数の学識経験者や先進県からも意見を聴取するなど、幅広く丁寧な検討を重ねてきたところ。

・また、条例改正の方向性については、本県の個人情報保護審議会に諮問し、同審議会の答申を踏まえ、取りまとめたものであること。

### (2) 条例改正の基本的な考え方

・新法の適用を受けることとなるため、基本的には、現行条例を新法の施行に関する条例として見直す必要がある。

・ただし、本県独自の請求権や保護措置であって、県民の個人情報の保護や県民サービスの観点から引き続き必要と考えられるものについては、新法との整合性を考慮しつつ、別途制度を設けて維持するなど、県民に対する影響や支障を可能な限り最低限にとどめる内容とする。

・具体的には、制度運用が変更される各項目について、県民生活への影響や支障を分析し、新制度移行による影響や支障等が想定される事項については、県民への影響や支障等を勘案しつつ、必要に応じて、県の独自規定を定め、又は条例外の任意での制度を設けることなどにより対応することとする。

## 5 (仮称) 個人情報の保護に関する条例の骨子案

### (1) 趣旨

条例の趣旨（新法の施行に関し必要な事項を定めるものとする旨等）について規定する。

### (2) 用語の定義

ア 用語の定義（本条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による旨）について規定する。

イ 条例の適用を受ける実施機関の範囲を定める。（知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者）

### (3) 個人情報取扱事務登録簿

新法第75条第2項の個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外とされるもの（保存期間が1年未満のものを除く。）について、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を義務付ける。

現行条例と同程度の措置を維持するため、新法で対象外とされた1,000未満の個人情報等について、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を実施機関に義務付けようとするものです。

### (4) 開示請求に係る手数料

新法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額について定める。

新法の規定により、開示請求する者は「実費の範囲内において条例で定める手数料を納めなければならない」こととされたことを受け、現行制度で実費徴収していた費用を手数料化するものです。

使用料は、その経費を賄うに足りることをもって限度とし、なるべく低廉であるべきとされる一方で、請求者以外の一般住民との均衡も考慮して、その費用負担を定めるべきとされており、手数料化に当たっては、その積算について、改めて検討する必要があります。

### (5) 審査請求をすべき行政庁に係る行政不服審査法の特例

新法第107条第2項に基づき、審査請求をすべき行政庁についての特例について定める。

県議会及び地方独立行政法人（県立大学及び工業技術センター）については、審査請求があった場合は、現行条例と同様に情報公開・個人情報保護審査会（※）に対して諮問する旨を定めるものです。

※ 法改正を機に、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会を統合します。なお、改正は、同一議会に提出する別条例で行います。

### (6) 開示等の手続及び審査請求の手続に関する規定

新法第108条に基づき開示等の手続及び審査請求の手続に関する規定を設ける。

開示決定の期限は、現行制度同様に開示請求のあった日から15日以内とします。

事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の開示決定の特例の期限は、現行制度同様に開示請求のあった日から45日以内とします。

審査請求については、現行制度と同様に審理員による審理手続を行わないこととします。

## (7) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

新法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額について定める。

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、法の規定により、政令で定める手数料を標準として条例で定めることとされており、地方公共団体では新規事務となることから、政令による積算根拠を参考とし、妥当な額を設定することとします。

## (8) 個人情報保護法の特例

死者に関する情報の開示請求権等について、法律との抵触を避けつつ、現行制度の運用を維持できるよう、条例等により、可能な範囲で保護措置を講じることとする。

遺族等に死者に関する情報の開示を認めないこととした場合、ケースによっては、県民生活への重大な影響が想定されることに鑑み、個人情報保護法との抵触を避けつつ、個人情報保護制度外の独自の請求権として定めることとします。

その他の県独自の請求権及び保護措置については、条例外の任意の制度を設けることも含め、新法への移行による支障を軽減することとします。

## (9) 附則

### ア 施行期日

デジタル社会形成整備法附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

### イ 旧条例の廃止

個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

### ウ デジタル社会形成整備法附則第10条第2項に基づく罰則に関する経過措置

旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## (10) その他

開示請求に係る手数料を設定する場合、同様の開示請求に係る費用負担について規定する情報公開条例についても、制度的均衡の観点から、同様の改正が必要となる。

改正に係る骨子案は、次項のとおり。

## 6 情報公開条例の一部を改正する条例の骨子案

### (1) 開示請求に係る手数料

5(4)の開示請求に係る手数料の見直しを行った場合、併せて、開示請求者が納付しなければならない手数料の額を定める。

「（仮称）個人情報の保護等に関する条例」において、現行制度で実費徴収していた費用を手数料化するに当たり、金額の見直しを行う場合、情報公開制度においても、現行制度で実費徴収していた費用を見直し、手数料化するものです。

### (2) 附則

#### ア 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

#### イ 経過措置

必要な経過措置を講じる。

## 7 条例改正のスケジュール

| 時期       | 項目                    |
|----------|-----------------------|
| 令和4年6～7月 | 学識経験者・先進県等へのヒアリング     |
| 7月       | 個人情報保護会審議会への意見聴取（第1回） |
| 8月       | 県議会総務委員会への報告（8月閉会中）   |
|          | 個人情報保護審議会への意見聴取（第2回）  |
|          | 県議会総務委員会への報告（9月閉会中）   |
| 9月       | パブリック・コメント実施          |
| 12月      | 条例案提出（県議会12月定例会）→ 公布  |
| 令和5年4月1日 | 施行                    |